

防災行政無線無料テレフォンサービス

▶防災行政無線が聞き取れなかったとき
TEL 0120-99-6907 (通話料無料)

緊急診療テレフォンサービス

▶緊急診療が必要な場合の相談・案内
窓口を案内します
TEL 0800-800-7766

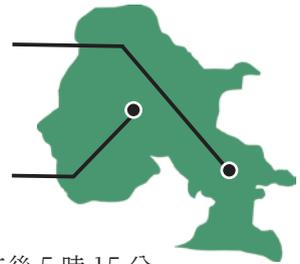
石岡本庁舎 TEL 23-1111 (代)
〒315-8640

石岡市石岡一丁目1番地1

八郷総合支所 TEL 43-1111 (代)
〒315-0195

石岡市柿岡5680番地1

開庁時間：☉～☎ 午前8時30分～午後5時15分
※水曜日は午後7時まで(一部業務のみ)



募 集

くらしの便利帳を 発行します

▼市民や転入者などに対し、行政手続きや暮らしに必要な情報を掲載した「くらしの便利帳」を、(株)サイネックスとの官民協働事業により発行します。

これに伴い、担当者が市内の各企業・事業所などを訪問し、広告掲載のお願いをします。本事業の趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

☎秘書広聴課
TEL 23・7275

おしらせ

／申請はお早めに ひとり親世帯臨時給付金

▼申請が済んでいない人はお問い合わせください。

申請期限／2月26日☎

【基本給付】

給付金対象者

1 公的年金等を受給しており、

令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている人

2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている人

給付額／第1子10万円

第2子以降1人6万円の加算

【追加給付】

給付金対象者

1 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されており、追加給付の申請をしていない人

2 基本給付対象の1 該当者

1・2のいずれかに該当し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している人

給付額／1世帯5万円

☎子ども福祉課

TEL 23・7331

難病患者見舞金の 手続きはお早めに

令和2年10月1日現在、市内在住で指定難病特定医療費助成の対象疾病333疾

患に該当し、受給者証または指定の様式の診断書で継続的治療が必要と認められている難病患者の人へ福祉見舞金が支給されます。

見舞金額／一人年額3万円

申請期間／10月1日困～令和3年3月31日困(閉庁日を除く)

※期間内に申請がない場合、見舞金を支給できません。

申請に必要なもの

・申請書

・指定難病特定医療費受給者証など

・難病見舞金請求書

・本人名義の口座

※15歳未満は保護者の口座

申請場所

・社会福祉課(本庁)

・市民窓口課(支所)

申請方法／必要書類を添付の上、窓口または郵送で申請

※新型コロナウイルス感染症対策として郵便での受け付けも行っています。申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

☎社会福祉課

TEL 23・5569

12月の差押件数

預貯金	2人	不動産	2人
給与	8人	計	15人
年金	3人	累計	97人

放射線量(1月15日測定)

石岡保健センター	0.046 μ Sv/h
柏原	0.048 μ Sv/h
三村	0.051 μ Sv/h

除染の基準(国の基準)は追加被ばく線量を年間1mSv以下を目標とし、1時間あたりに換算すると0.23 μ Sv/hです。現在、基準値を超える値は測定されていません。

イベント中止のおしらせ

2月1日号掲載の「オリンピックトーチの展示(期間:2月13日☉～16日☎)」は、新型コロナウイルス感染症により、中止となりました。

☎政策企画課 TEL 23-7277

☎収納対策課 TEL 23-7296

☎生活環境課 TEL 23-7301